

越前市協働たねまる提案補助金交付要綱を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 30 日

越前市長 奈良 俊 幸

越前市協働たねまる提案補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民活動団体などが市と協働で取り組むことができる公益的な社会貢献活動等であって市民福祉の向上が期待できる事業に対し、越前市協働たねまる提案補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、越前市補助金等交付規則(平成 17 年越前市規則第 50 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象となる市民活動団体など)

第 2 条 この補助金の交付の対象は、次の各号のすべてに該当する市民活動団体などとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は市内に主たる活動拠点があるもの
- (2) 市に住所を有する構成員又は市内に勤務し、若しくは通学する構成員が 5 人以上あるもの
- (3) 営利活動を目的としていないもの
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としていないもの

(審査会)

第 3 条 市長は、越前市協働たねまる提案補助金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第 7 条に規定する審査、決定、及び報告をすること。
- (2) 第 10 条第 2 項に規定する評価及び公開をすること。

3 審査会は、10 人以内の委員で構成する。

4 委員は、越前市市民協働推進会議の委員及び市職員のうちから、市長が委嘱

し、又は任命する。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、その内容が別表第 1 に掲げる要件及び別に定める審査基準(以下「審査基準」という。)に該当するものと審査会が認める事業とする。

2 既に補助金の交付を受けた事業は、補助の対象としない。

3 前項の規定にかかわらず、既に補助金の交付を受けた事業であって推進の必要がある事業と審査会が認める事業は、最初に補助金の交付を受けた年度の翌年度に限り、補助の対象とする。

4 第 1 項又は第 3 項の規定にかかわらず、この要綱の補助金以外の補助金等の交付を受ける事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費とその額)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、別表第 2 のとおりとする。

2 補助金の額は、別表第 1 に定める限度額の範囲内において次の各号に掲げる額のうち少ない額とする。

(1) 補助対象となる経費の 5 分の 3 以内(前条第 3 項の事業の経費にあつては、2 分の 1 以内)で審査会が定めた額

(2) 事業費から当該事業にかかる収入額を差し引いた額

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、関係書類を添えて越前市協働たねまる提案補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の審査)

第 7 条 審査会は、別表第 1 に掲げる要件及び別に定める審査基準に基づき、前項の申請書等の内容について審査し、補助金交付の適否及び補助額を決定し、その結果を市長に報告する。

(補助金の交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金を交付することが適当であると審査会から報告を受けたときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を当該申請者(以

下「補助金交付対象者」という。)に通知する。

(補助事業の計画変更の承認等)

第9条 補助金交付対象者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、市長の承認を要しない。

(1) 補助金の交付の目的に反した事業の内容の変更

(2) 補助金交付の決定を受けた補助事業に要する経費額の10分の2を超える額の増減を伴う事業の内容の変更

(3) 別表第2に掲げる科目ごとの補助対象額の10分の4を超える額の経費の配分の変更

(実績報告)

第10条 補助金交付対象者は、事業終了後、速やかに越前市協働たねまる提案補助金実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 審査会は、補助金実績報告書の内容を評価し、公開するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号及び第8条から第10条までの規定は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)

区 分	要 件	補助金の限度額
チャレンジ助成	将来、市との協働が期待できる、発足して 3 年未満の市民活動団体などが新規に行う事業(1 事業につき 1 回に限る。)	1 0 万円
協働事業	越前市協働ガイドラインに基づき提案された事業で、原則 1 年以上の活動実績のある市民活動団体などが行う事業	5 0 万円

別表第 2 (第 5 条関係)

科 目	補助対象経費の種類
1 賃 金	福井県の地域別最低賃金相当
2 報 償 費	講師等への謝礼等、調査、研究等に係る報償費等(申請者の構成員に対して支払うものを除く。)
3 旅 費	講師等への交通費、通行料、宿泊費等
4 需 用 費	機材、資材、書籍等の購入費、チラシ、ポスター、報告書等の印刷費並びに看板代、材料費及び消耗品費
5 役 務 費	通訳、翻訳及び通信運搬に係る経費、保険料、チラシ等新聞折込に関する経費等
6 使用料及び賃借料	会場使用料、車両機械等の賃借料等
7 その他の経費	その他の審査会が認める経費

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

越前市長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名 印

越前市協働たねまる提案補助金交付申請書

越前市協働たねまる提案補助金の交付を受けたいので、越前市協働たねまる提案補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、市税に滞納がないことを宣誓します。

記

- 1 事業の名称
- 2 助成区分及び申請回数(いずれかを で囲む)
協働事業1回目 協働事業2回目 チャレンジ助成
- 3 交付申請額 金 円
- 4 事業の目的及び内容

- 5 事業の着手及び完了
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 事業完了後の市への効果、事業のねらい

- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他(団体の活動内容が分かるもの)

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

越前市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

越前市協働たねまる提案補助金実績報告書

年 月 日付け越前市指令第 号にて交付決定を受けた、

年度越前市協働たねまる提案事業が完了したので、越前市協働たねまる提案補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業の名称

2 事業の完了年月日 年 月 日

3 事業等の交付決定額 金 円

4 添付書類

(1) 事業実績調書（事業の成果及び実績、事業内容）

(2) 収支決算書

(3) その他（事業内容が分かる写真、チラシ等）